

## 自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針

(平成23年2月9日学長決定)

### 1 目的

この方針は、国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）の運営及び諸活動の向上に向けて、自律的な自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価結果及び外部評価等による評価結果を活用したマネジメントサイクルを推進することを目的とする。

### 2 自律的な自己点検・評価

「自律的な自己点検・評価」とは、本学が実施する次に掲げる自己点検・評価等を包括的に指すものとし、恒常的に実施するものとする。

- (1) 国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則に基づいて実施する各部局等及び職員個人の活動状況についての自己点検・評価
- (2) 役員会指針2に基づいて実施する組織と業務の見直し
- (3) 役員会指針4に基づいて実施する全学的な研究センター及びプロジェクトに関わる自己点検・評価
- (4) 中期目標・中期計画実施本部体制により中期目標・中期計画進捗管理システムの運用を通して実施する中期計画・年度計画の進捗管理及び実施状況に関わる自己点検・評価

### 3 外部評価等

「外部評価等」とは、国立大学法人評価、認証評価及び他の評価機関による評価に限らず、競争的資金応募審査結果及び学外者による検証意見、表彰等を包括的に指すものとし、本学の活動に対する外部の評価意見として尊重し、活用するものとする。

### 4 自律的な自己点検・評価結果及び外部評価等による評価結果の活用

自律的な自己点検・評価結果及び外部評価等による評価結果（以下「自己点検・評価結果等」という。）の活用は、次のとおり行うものとする。

- (1) 役員会は、必要に応じ経営協議会又は教育研究評議会の議に基づき、自己点検・評価結果等を検証し、学長は、当該検証の結果を次に掲げるところにより、プロジェクト及び中期計画等の実施担当部署・組織を含む各部局等（以下「各部局等」という。）へフィードバックする。
  - 1) 学長は、自己点検・評価結果等に基づいた組織と業務の見直し及び評価反映特別経費等による予算配分への反映など、重要事項の方針を定め、必要な措置を講ずる。
  - 2) 改善を要する事項については、学長又は担当理事から各部局等の長に対し、改善に必要な指示を行い、具体的な改善計画と改善状況の報告を求める。

- 3) 優れた事項・取組については、それを発展・継続させるための措置（以下「インセンティブ付与措置」という。）を講じ、奨励する。
  - 4) インセンティブ付与措置は、各部局等に対する報奨、予算配分・人員配置への反映等及び職員個人に対する表彰、報奨、支援経費・人事処遇への反映等により行い、予算措置が必要なものは、毎年度の「予算編成の基本方針」に、その趣旨を明示する。
  - 5) インセンティブ付与措置に係る基準・方法等については、別に定める。
- (2) 各部局等は、自らが行う自己点検・評価結果及び自己点検・評価結果等の検証による学長又は担当理事からの指示に基づき、速やかに改善策等の検討を行い、実行に移す。

## 5 社会への説明

学長は、自己点検・評価結果等及びそれに基づく諸活動の状況を、年度ごとにまとめて社会に公表するものとする。